

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構

Japan Sports Arbitration Agency

〒150-0041 東京都渋谷区神南2丁目1番1号 国立代々木競技場内
TEL 03-5465-1415 FAX 03-3466-0741 E-mail: info@jsaa.jp http://www.jsaa.jp

2013年8月21日

体協記者クラブ御中
JOC 記者会御中
文部科学記者会御中

公益財団法人日本スポーツ仲裁機構
代表理事（機構長） 道垣内 正人

スポーツに関する仲裁についての新規制定及び従来の規則の一部改正について

■「加盟団体スポーツ仲裁規則」及び「加盟団体スポーツ仲裁料金規程」の制定の件

2013年8月19日理事会決議により、「加盟団体スポーツ仲裁規則」及び「加盟団体スポーツ仲裁料金規程」を制定しました。条文は下記に掲載されております。

http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/05_rule.pdf

(制定理由)

新たに「加盟団体スポーツ仲裁規則」等を制定したのは、JOCより、加盟団体規程に基づくJOCの決定に対する加盟団体からの不服申立てについてJSAAによる仲裁にその解決を委ねることとしたいとの連絡がありましたことに対応するものです。

その主な内容は以下の通りです。

- 1) 加盟団体が申立人の場合の仲裁に必要な合意に関しては、競技団体の規則中に該当する規定がある場合には合意がなされたものとみなす。
- 2) この仲裁規則を適用する競技団体は当面「公益財団法人日本オリンピック委員会」のみとする。
(他の団体に関しては、当該団体から依頼があり次第、適用を検討することになる。)
- 3) 加盟団体が申立人の場合の申し立ての期限は「競技団体の決定の日から3ヶ月以内」とするが、競技団体の規則に別段の定めがある場合にはそれに従う。
- 4) 加盟団体が申立人の場合の申立料金は100,000円とする。
- 5) この仲裁規則は、2013年6月27日(JOCの「加盟団体規程」改正の日)に遡って適用する。

■「スポーツ仲裁規則」及び「スポーツ仲裁に関する日本スポーツ仲裁機構の事務体制に関する規程」の改正の件

「スポーツ仲裁規則」等を一部改正しました。改正した「スポーツ仲裁規則」等の全文及び改正箇所のみを表示した対照表は、下記に掲載されております。

http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/01_rule.pdf

http://www.jsaa.jp/sportsrule/arbitration/revision/20130820_revision.pdf

(理由)

最も大きな改正は、「スポーツ仲裁規則」第3条2項により、申立人となることができる「競技者等」の定義から、「競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者」を明示的に除外した点です。

「スポーツ仲裁規則」によれば、申立人は「競技者等」に限定しています。そして、これまでの定義規定では、「競技者等」には「競技支援要員」を含み、「競技支援要員」とは、コーチ、ドクター、トレーナー等、競技者のためにスポーツ競技に関与する者をいう、と定めていました。

この規定の解釈として、本年7月30日に判断が示されたJSAA-AP-2012-003では、茨城県軟式野球連盟の理事会において副会長候補に選任されなかった申立人が、副会長候補選任決議の取消しを求めた事案において、「競技団体とその構成員との間において、スポーツ競技の運営に関してなされた決定に関する紛争であって、スポーツに関する法及びルールの適用が問題となる事案であれば、スポーツ仲裁によって解決されるべき紛争に含まれることは明らかであり、そうである限り、スポーツ仲裁規則の適用に当たって「競技者等」の要件を必ずしも厳格に解する必要はないと解される。申立人は、被申立人の会員であり、かつ副会長として役員であった者であって、競技者のためにスポーツ競技に関与する者ということができるから、「競技支援要員」(同規則第3条第4項)に該当すると解するのが相当である。」と判示しました。

確かに、現行規定の解釈としては、あり得る解釈かもしれません。そして、このような判断が示された以上、これが現行規定の解釈の先例となることとなります。

ちなみに、事案に即してみますと、上記の「競技者等」の拡大解釈は競技団体側には何ら不利益はもたらしませんでした。というのは、上記の事案では、被申立人はこの点を争っていませんし、結論として、申立てを認めなかったからです。

しかし、これまで私は何度も競技団体の方々向けに説明をしてきましたが、このような解釈があり得ることには全く触れてきませんでした。「スポーツ仲裁規則」は、法律用語で言えば「特別権力関係」(日常語では上下関係)にある者の間で、上位者がした決定により不利益を受ける下位者のためのものであるという前提で説明してきました。そのため、アスリートが申立人だからこそ5万円の申立料金を設定しているというつもりでございました。

また、競技会への選手選考のような決定は、裁判所では争うことができないと考えられ(裁判所は法律上の争訟のみを対象としているからです)、仮に争うことができるとしても、競技会までの時間が限られている場合には、裁判所の判断を待っては時間切れになりかねないという事情もあり、スポーツ仲裁という制度を設けるという必要があるとの認識でございました。

これに対して、団体役員の間での理事会等の決議をめぐる争いは、「特別権力関係」にある者の間の紛争ではなく、また、法人の理事会等の決議であれば、決議取消しの訴えを裁判所に提起することが可能です。そのような争いのために5万円で申し立てることができる仲裁制度を用意する必然性はないと思われます。

さらに問題であると思われるのは、「自動応諾」をしている競技団体にとって、理事との間の争いまではスポーツ仲裁に応じるということになってしまうことは、不意打ちになるのではないか、という点です。

以上のことから「スポーツ仲裁規則」3条2項において、「競技者等」から「競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者を除く。」ということをも明記する改正をした次第です。

これは、上記の茨城県軟式野球連盟に関する仲裁判断を「立法」により覆すことを意味しますが、執行部としましては、これまでの解釈を明文化することにより、異なる解釈の余地をなくすものであると位置づけております。この改正が施行されれば、茨城県軟式野球連盟に関する仲裁判断は旧規定のもとの判断ということになり、先例とはならないこととなります。

この「スポーツ仲裁規則」の改正は、2013年9月1日の施行予定です。

なお、「競技団体の評議員、理事、職員その他のスポーツ競技の運営に携わる者」が競技団体や他の役員等に対して仲裁を申し立てる場合には、スポーツに関する紛争であれば何でも対象としている「特定仲裁合意に基づくスポーツ仲裁規則」に基づく仲裁によることとなります。

以上